

文書問題調査特別委員会議事順序

令和6年8月2日(金)  
午前10時  
大会議室

開 会

- 1 諸 報 告
- 2 証人尋問の進め方について
- 3 資料提出の要求について
- 4 証人出頭の要求について
- 5 次回委員会の進め方について
- 6 そ の 他

閉 会

## 百条委員会に関する各種サービスについて

### 証人等として出頭する際のサービス上の取扱い

委員会への証人等としての出頭（説明員として出席する場合も含む。以下、同様。）は、**職務命令に基づく職務**として取り扱う。

ただし、職務外の行為について証人としての出頭を求められた場合は、**特別休暇（官公署へ出頭する場合）**として取り扱う。

### 証人出頭に伴うメンタルヘルスケアのサービス上の取扱い

委員会への証人としての出頭に伴い保健師等の面談を受ける場合は、**職務に専念する義務を免除する（承認手続きは不要）**。

### アンケートの回答作成の際のサービス上の取扱い

職員がアンケート実施期間内において勤務時間中に回答を作成する場合は、**職務に専念する義務を免除する（承認手続きは不要）**。

### 旅費の請求

委員会へ証人等として出頭する際の旅費は、**議会事務局あて請求する**。

### 職務上の秘密の発表

**証人として出頭する場合等の事前の守秘義務免除手続きは不要とする**。  
職員が、委員会において証言等を求められた内容が職務上の秘密に属する事項と判断した場合は、その場での証言を保留して（弁護士同席）、次回委員会からの求めに応じ、守秘義務免除の手続きを行った上で証言を行うものとする。

## 文書問題調査特別委員会の証人尋問の進め方について（試案）

### 1 証人尋問の進め方

令和6年7月19日に証人尋問を予定していた元県民局長が自死したことを踏まえ、証言をすることにより不利益を被ることへの懸念や心理的ストレスを訴える職員の声に配慮し、今後の証人予定者の安全を最優先する観点から、証人尋問を以下のとおり進めるものとする。

#### （1）公開委員会におけるインターネット配信及び報道の撮影等の取扱い

委員会の会議は原則公開であるが、公開の証人尋問を実施する場合においても証人本人の職位、経歴、文書での指摘内容の軽重、希望などを踏まえ、インターネット配信及び報道の撮影等について柔軟に取り扱うこととする。（別紙のとおり）

#### （2）秘密会のあり方

運営要領では「公開することにより事実関係が解明できないおそれがあるとき」、「個人のプライバシーに関わるとき」等は、委員会を秘密会とすることができる旨定めているが、パワーハラスメント被害者や上司の命令にやむを得ず従った者に証言を求める場合など、証人予定者に過度な心理的ストレスが生じることが想定される場合においては、委員会を秘密会とし、その心理的負担の軽減を図るものとする。

また、秘密会への出頭請求された証人予定者が、出頭に係る秘密の保持を特に求める場合においては、業務時間外や県庁舎以外での開催など、証人の意向を踏まえた柔軟な開催方法も検討する。

#### （3）適切な証人尋問の周知徹底

委員は、尋問については民事訴訟法が準用され、民事訴訟規則第115条の次に掲げる質問をしてはならないことを十分に理解するとともに、証人に対して威圧的な言動等は厳に慎み、礼節をもって尋問するものとし、委員会はそのことを周知徹底する。

- ア 証人を侮辱し、又は困惑させる質問
- イ 誘導質問
- ウ 既にした質問と重複する質問
- エ 争点に関係ない質問
- オ 意見の陳述を求める質問
- カ 証人が直接経験しなかった事実についての陳述を求める質問

#### (4) 法的アドバイザー（弁護士）による助言を踏まえた証人尋問

職員に対する証人尋問にあたっては、本人の事情を斟酌しながら、過度な心理的ストレスが生じないように慎重に対応する必要があるため、職位、経歴、文書での指摘内容の軽重などを踏まえ、法的アドバイザー（弁護士）に助言を求めながら、職員に配慮した証人尋問を実施する。

## 2 県当局の対応

齋藤知事が7月5日に発出した、職員が調査に「全面的かつ誠実」に協力するよう求めたメッセージの趣旨を踏まえ、当局に対して下記の対応を求める。

### (1) 職員の心理的負担の軽減と不利益取扱い等の禁止

調査に協力する証人予定者やアンケート回答者の心理的負担を軽減するため、サービスにかかる申請等の取扱いは可能な限り簡素化すること。

また、証人となる職員に対する不利益取扱い（不当な人事、非難や攻撃等）は行わないことを改めて確認するとともに、証人に対する公用パソコン等を含めたプライバシー調査及び知り得た情報の公表等の禁止を徹底すること。

### (2) 証言時における弁護士の同席やメンタルケア等の徹底

証人の心理的ストレスを軽減するため、補助者として証言時における弁護士の同席を認めるとともに、本人へのメンタルケア等の十分な配慮をすること。

また、メンタルヘルス相談の実施にあたっては、希望する者が県内部組織を介さずに、外部カウンセラーに直接、面談や相談を申し込めるようにするなど配慮するとともに、個人情報保護を徹底すること。

## 3 その他

証人尋問について、実際に運用するなかで課題が生じた場合は、その都度、理事会等で協議・確認しながら進めていくこととする。

## 証人尋問におけるライブ中継及び録画配信等の取扱いと報道への対応

		インターネット配信の考え方	傍聴	報道の撮影等
公開委員会	調査協力者や外部関係者等	特に配慮が必要な証人	可	証人の入室から退室まで撮影を不可とする。(録音も不可)
		一定の配慮が必要な証人		証人をパーテーションで囲った上で、証人の背後から撮影する。 入退室時は証人が写らないように配慮する。
	上記以外の証人	証人の前後から撮影を行うが、証人の顔の拡大撮影は行わない。		証人の入室から宣誓を求めるまでの間は撮影可能。 それ以降(尋問中)の撮影は不可とする。(録音は可)
秘密会		ライブ中継及び録画配信は行わない。	不可	不可

※インターネット配信の方法については、証人本人の希望を聴取確認し、理事会で協議の上、委員会で決定する。

# 資料（記録）要求一覧

(R6. 8. 2委員会協議分)

No.	提出を求める資料	提出を求める選挙人 その他関係人
1	●●●●●●●●が●●●●●●から受け取ったコーヒーマーカーやトースター等について、齋藤知事が受け取るのはやめておこうと秘書課に返却を指示したとされる日時等が分かる資料	兵庫県知事 齋藤 元彦
2	令和4年度および令和5年度の知事と各部長との業務用チャットの内容と送付した時間が分かる資料	兵庫県知事 齋藤 元彦
3	令和5年度東播磨地域づくり懇話会（令和5年11月28日開催）に係る知事公用車の考古博物館への到着予定時間と、懇話会終了後の出発予定時間などが分かるタイムスケジュール表	兵庫県知事 齋藤 元彦
4	令和5年度東播磨地域づくり懇話会（令和5年11月28日開催）に係る知事公用車の考古博物館への実際の到着時間と到着場所及び出発時間と出発場所	兵庫県知事 齋藤 元彦
5	令和5年12月補正予算で計上された伴走支援を受けた金融機関への補助の起案文書及び副知事の指示で4億円に増額された内容、理由、指示内容、日付、決裁権者等が分かる文書（決裁文書、査定資料(注)等） (注) 査定資料は各段階（財政課長、財務部長、副知事、知事）のもの。指示事項がわかる資料を添付すること	兵庫県知事 齋藤 元彦
6	阪神・オリックス優勝パレードにかかる金融機関からの寄付金額、寄付日が分かる資料	兵庫県知事 齋藤 元彦
7	人事課が調査した前西播磨県民局長のプライバシー情報の管理簿等、管理方法、管理状況が分かる資料 （●●●●等の持ち出し状況《日付など》が分かる資料）	兵庫県知事 齋藤 元彦
8	令和5年8月に●●●●●●から●●●●●●に対して提供されたコーヒーマーカー及びトースターの配送記録（電子記録を含む）	●●●●●● ●●●●●● ●●●●●●
9	令和5年8月に●●●●●●から●●●●●●に対して提供されたコーヒーマーカー及びトースターの品番、製造年月日、識別番号がわかるもの	●●●●●● ●●●●●● ●●●●●●
10	令和6年3月に●●●●●●から●●●●●●に対して返却があったコーヒーマーカー及びトースターの品番、製造年月日、識別番号がわかるもの	●●●●●● ●●●●●● ●●●●●●

## 証人出頭要求一覧

(R6. 8. 2委員会協議分)

No.	出頭を求める者	証言を求める事項	出頭を求める日	取扱い
1	A	・ 知事からの職員及び自身に対するパワハラについて ・ 公用パソコンの管理について ・ その他、上記に関連する事項について	令和6年8月23日 (金)	非公開 (秘密会)
2	B	・ 知事からの職員及び自身に対するパワハラについて ・ その他、上記に関連する事項について	令和6年8月23日 (金)	非公開 (秘密会)
3	C	・ 知事からの職員及び自身に対するパワハラについて ・ その他、上記に関連する事項について	令和6年8月23日 (金)	非公開 (秘密会)
4	D	・ 知事からの職員及び自身に対するパワハラについて ・ その他、上記に関連する事項について	令和6年8月23日 (金)	非公開 (秘密会)
5	E	・ 知事からの職員及び自身に対するパワハラについて ・ その他、上記に関連する事項について	令和6年8月23日 (金)	非公開 (秘密会)
6	F	・ 知事からの職員及び自身に対するパワハラについて ・ その他、上記に関連する事項について	令和6年8月23日 (金)	非公開 (秘密会)
7	G	・ 知事からの職員及び自身に対するパワハラについて ・ その他、上記に関連する事項について	令和6年8月30日 (金)	非公開 (秘密会)
8	H	・ 知事からの職員及び自身に対するパワハラについて ・ その他、上記に関連する事項について	令和6年8月30日 (金)	非公開 (秘密会)
9	I	・ 知事からの職員及び自身に対するパワハラについて ・ その他、上記に関連する事項について	令和6年8月30日 (金)	公開
10	J	・ 知事からの職員及び自身に対するパワハラについて ・ その他、上記に関連する事項について	令和6年8月30日 (金)	公開
11	兵庫県知事 齋藤 元彦	・ 知事による職員に対するパワハラについて ・ その他、上記に関連する事項について	令和6年8月30日 (金)	公開

(※) 特別職以外の証人については氏名、所属及び役職は記載しない。